

◎新潟県選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

<p>せいとうそのた 政 党 その 他 の せいじだんたいの 政治団体の めいしょうまたりやくしょう 名称又は略称</p>	<p>点 字 投 票</p> <p>第五十一回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>(注意) 政黨その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内に一つ書くこと。</p>
	<p>新 選 理 會 鴻 拳 委 之 県 管 員 印</p>